
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.55 2017/3/28

1 加工食品の原料原産地表示に係る食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見募集

3月27日、消費者庁食品表示企画課は、平成28年1月から同年11月までの間、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、その検討結果について同年11月29日に中間取りまとめがなされ、その内容を踏まえた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）を作成し、今回意見募集を行うものである。

募集期間は、平成29年3月27日（月）から平成29年4月25日（火）まで。

なお、当該募集には次の資料が示されている。

- (1) 食品表示基準の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
- (2) 食品表示基準改正のポイント
- (3) 新たな原料原産地表示制度に係る考え方（補足資料）

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080039&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080039&Mode=0)

また、同日、消費者庁は、加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準の一部改正（案）に関する説明会の開催について公表した。これは、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）について意見募集を開始したことにともない、4月中に全国8か所で説明会を開催するもので、参加を希望する方は申し込みする必要がある。

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170327_0001.pdf